

福岡超集積半導体ソリューションセンター入居・利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）福岡超集積半導体ソリューションセンター（以下「センター」という。）の研究開発ラボ及びシェアードオフィスへの入居並びに施設及び機器等の利用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第一章 入居関連

(入居対象)

第2条 入居対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 半導体、デジタルをはじめとするエレクトロニクス分野に関連した、研究開発、試作、評価、応用、サービス等を通じ、イノベーションに資する取り組みを行う、大学、企業及び研究機関等
- 二 その他、財団 理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた者

(入居の申込み及び承認)

第3条 センターに入居しようとする者は、以下の申込書を理事長に提出しなければならない。

- ・入居申込書（様式1）
 - ・入居申込書添付書類（様式2）
 - ・事業計画書（様式3）
 - ・商業登記簿謄本及び定款（個人の場合は住民票）
 - ・確定申告書及び決算書類（原則として直近3期分）
 - ・会社案内、事業パンフレット、技術・製品説明資料（カタログ）等の参考書類
- 2 理事長は、前項により入居申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して入居の可否を決定し、申込者に通知する。
- 3 理事長は、前項の承認をした者（以下「入居者」という。）に対して、定期建物賃貸借契約証書（様式4）を締結するものとする。
- 4 理事長は、次の各号に掲げる者については、原則として入居を承認しない。
- 一 虚偽の申告又は信頼性を欠く行為を行った者
 - 二 入居させることにより、センターの管理運営上支障があると認められる者
 - 三 その他、理事長が入居を承認することが適切でないとする者

(契約期間)

第4条 契約期間は、原則として次の各号に掲げる期間とする。

- 一 研究開発ラボ 3年以内
 - 二 シェアードオフィス 1年以内
- 2 再契約期間は、原則として次の各号に掲げる期間とし、再契約にあたっては審査を行うものとする。
- 一 研究開発ラボ 3年以内の再契約。通算して最長10年間
 - 二 シェアードオフィス 1年以内の再契約。通算して最長3年間

(入居者の義務)

第5条 入居者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 入居に関し、法令又は契約書若しくはこの要綱に基づく入居に関する規定、その他命令等に違反しないこと。
- 二 第3条第1項により理事長に提出された事業計画書に記載の目的以外で使用しないこと。
- 三 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。

- 四 理事長の指示及び注意にしたがうこと。
- 五 その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

(入居の承認の取消し等)

第6条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第3条第2項の承認を取り消し又は入居を中止若しくは停止させることができる。

- 一 入居者が、正当な理由がなく、賃料を納めないとき。
- 二 入居者が、入居に関する規定若しくは理事長の指示又は注意に違反したとき。
- 三 入居者が、センターの施設、機器、その他の物件又はソフトウェア（以下「センター設備等」という。）を損傷したとき、又は損傷させるおそれがあるとき。
- 四 入居者が、第5条各号に掲げる義務のいずれかに違反したとき。
- 五 財団の行事、改装工事又はその他の事由により、財団において施設の利用を停止する必要性が生じたとき。
- 六 その他、センターの適正な管理運営を保持するために必要があるとき。

第二章 施設及び機器利用関連

(利用対象)

第7条 利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 半導体、デジタルをはじめとするエレクトロニクス分野に関連した、研究開発、試作、評価、応用、サービス等を通じ、イノベーションに資する取り組みを行う、大学、企業及び研究機関等
- 二 その他、理事長が適当と認めた者

(利用の申請及び承認)

第8条 センターの施設及び機器（以下「機器等」という。）を利用しようとする者は、利用申請書（様式5）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により利用申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の可否を決定する。
- 3 理事長は、第2項の承認において必要があるときは、条件を付すものとする。
- 4 理事長は、次の各号に掲げる者については、原則として利用を承認しない。
 - 一 利用させることにより、センターの管理運営上支障があると認められる者
 - 二 正当な理由がなく、使用料を滞納している者
 - 三 その他、理事長が利用を承認することが適切でないとする者
- 5 第2項の承認を以って、機器等の利用予約が完了するものとする。
- 6 第1項に規定する利用申請書については、利用申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を当該利用申請書とみなす。

(利用時間等)

第9条 機器等の利用時間は、原則として次の各号に掲げる日を除いた日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

- 一 12月29日から翌年1月3日までの日
 - 二 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 創立記念日（11月1日）。なお、前号の日にあたる場合は、直後の営業日。
 - 四 機器等の保守その他の理由により、機器等の利用を停止する必要性が生じた日
- 2 前項に定める利用時間以外に利用しようとする場合は、原則として利用予定日の直前の営業日の午前11時00分までに必要な手続きを行うものとする。

(利用者の義務)

第 10 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 利用に関し、法令又はこの要綱に基づく利用に関する規定若しくは第 8 条第 3 項に基づく利用承認条件、その他命令等に違反しないこと。
- 二 利用目的以外の目的に使用しないこと。
- 三 機器等を第三者に使用させないこと。
- 四 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- 五 無断で利用時間以外に利用しないこと。
- 六 理事長の指示及び注意にしたがうこと。
- 七 その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

(利用の承認の取消し等)

第 11 条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第 8 条第 2 項の承認を取り消し又は機器等の利用を中止若しくは停止させることができる。

- 一 利用者が、利用に関する規定若しくは理事長の指示又は注意に違反したとき。
- 二 利用者が、センター設備等を損傷したとき、又は損傷させるおそれがあるとき。
- 三 利用者が、第 10 条各号に掲げる義務のいずれかに違反したとき。
- 四 財団の行事、改装工事又はその他の事由により、財団において機器等の利用を停止する必要性が生じたとき。
- 五 その他、センターの適正な管理運営を保持するために必要があるとき。

(損害賠償等)

第 12 条 利用者は、その責に帰すべき事由により、機器等又はセンター設備等を損傷したとき、その他財団に損害を与えたときは、その損害を財団に賠償するものとする。

- 2 利用者は、その責に帰すべき事由により、他の利用者又はその他の者に損害を与えたときは、その損害を被害者に賠償するものとする。なお、この場合において、その交渉は当事者間で行うものとする。

(使用料)

第 13 条 利用者は、財団の請求に基づき、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用しようとする日の 4 営業日前から利用当日までを超えて利用予約を取り消す場合は、その使用料相当額の全部又は一部を利用者に請求するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第 9 条第 2 項に基づく時間外利用については、使用料の外、時間外管理費として使用料の同額を請求するものとする。
- 4 既納の使用料は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免措置)

第 14 条 大学、公設試験研究機関及び福岡県内の中小企業等については、入居に係る賃料、機器使用料（基本料金、技術工賃、受託工賃、時間外管理費、消耗品を含む。）及び敷金について、次のとおり減免する。

- 一 入居に係る賃料について、大学及び公設試験研究機関は四分之三、福岡県内の中小企業は二分の一を減免する。
 - 二 機器使用料について、福岡県内の中小企業又は、福岡県内に事業所を有し、かつ利用者の勤務地が当該事業所である福岡県外の中小企業は五分の一を減免する。
 - 三 敷金について、大学は全額免除する。また、シェアードオフィスへの入居については、敷金を徴収しないものとする。
- 2 理事長は、前条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、財団事業の推進又はその他の理由により、使

用料及び時間外管理費の全部又は一部を減額又は免除することができる。

(免責)

第15条 センターにおいて利用者が使用する又は作製した、資料・データ・その他の情報等及び材料・治具・部材・サンプル等並びに自らの持ち物の紛失・盗難・破損等に対しては、財団の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、財団は一切の責任を負わない。

(入居・利用情報等の活用及び公開)

第16条 理事長は、財団事業に必要があると認めるときは、センターの入居・利用に関する情報等を活用し、また、公開することができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるものの外、センターの管理運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。